

浜松市生活保護安全対策員取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、厚生労働省の定める生活困窮者自立相談支援事業費等実施要綱に基づき、行政対象暴力に対する警察との連携協力体制強化事業の一環として、暴力団員等に対する生活保護の取り扱いを徹底するとともにその実行を期すため、福祉事務所に安全対策員を配置し、行政対象暴力による不正受給の防止を図ることを目的とする。

(身分及び所属)

第2条 安全対策員の身分は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する非常勤の嘱託職員とし、中区生活福祉課に所属する。

2 安全対策員の報酬、勤務時間その他の勤務条件については、浜松市非常勤職員の報酬、勤務時間その他の勤務条件に関する要綱(平成28年4月1日施行)による。

(配置)

第3条 安全対策員は、中区生活福祉課に配置し、所属長の指揮監督を受けるものとする。

(業務)

第4条 安全対策員は、生活保護業務関係職員と連携しながら、次の各号に掲げる業務に従事するものとする。

- (1) 暴力団構成員及び威圧的・脅迫的暴力行為を行う者への対策及び助言
- (2) 被保護者の犯罪的被害への対応及び助言
- (3) 逮捕歴のある相談者及び被保護者への対応及び助言
- (4) 生活保護業務関係職員への研修
- (5) 被害事件における警察との連絡調整及び助言
- (6) その他業務遂行に必要なこと

(細目)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。